

郵便入札における留意事項

○入札参加資格確認申請書の提出について

条件付一般競争入札又は公募型指名競争入札における入札参加資格確認申請書の提出方法は郵送とし、一般書留、簡易書留、配達記録郵便等、配達の記録が残る方法で郵送してください。なお、郵送以外の方法による提出は受け付けません。(宇部市郵便入札に係る実施要領(以下「実施要領」という。)第4条)

○入札の辞退について

入札を辞退する場合は、入札辞退届を入札書の提出期限までに提出してください。提出方法は、郵送(普通郵便で可)によるものとし、郵送以外の方法による提出は受け付けません。(実施要領第5条)

○入札書の提出方法について

入札書の提出方法は郵送とし、申請書と同様に一般書留、簡易書留、配達記録郵便等、配達の記録が残る方法で郵送してください。

入札書の提出にあたっては、実施要領及び「入札書封筒の記載方法等」を十分に確認されたうえで提出してください。

なお、郵送以外の方法による提出は受け付けません。(実施要領第6条)

○入札結果について

入札結果については、入札者全員に結果を電話もしくはファックスで連絡します。(実施要領第10条)

また、再度入札を行う場合は、入札者全員にファックスで通知します。(実施要領第11条)

○同額入札の「くじ」について

入札書の提出時において、あらかじめ「くじ番号」を記入していただき、くじ番号及び「入札通知書」のファックスの到着順により、「郵便入札における「くじ」の方法について」(実施要領別記2)のとおり落札者を決定します。(実施要領第9条)

また、くじ番号の記載がない等、くじ番号の確認ができない場合は、市が定める業者番号の下3桁の数字をくじ番号とします(くじの辞退はできません)。

なお、再度入札においては、くじ番号及び「再度入札通知書」のファックスの到着順により落札者を決定します。

○入札の立会いについて

当面は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、入札事務に関係のない市職員が立会うこととし、入札者の入札の立会いは不可とします。(実施要領第8条)

なお、今後の情勢の変化に伴い、見直しを行います。